

生活困窮者自立支援法案

「生活保護の利用を阻む制度だ」

生活保護の改悪に反対する研究者らが主催する連続シンポジウム第3回が20日、東京都内で開かれ、生活保護改悪法と同時に審議される生活困窮者自立支援法案の就労支援について議論しました。

生活困窮者自立支援法は、経済的に困窮し生活保護にいたる手前

シンポジウム3回目から研究者

の人を対象に支援事業を実施するものです。布川日佐史法政大学教授は同法について、「貧困を防止せず救済もせず、生活保護の利

用を阻む制度だ。困窮者は保護受給につながらず経済保障した上で適切な自立支援をすべきだ」と語りました。就労支援の活動をし

ている仙台POSSEの渡辺真人氏は、同法にある「中間的就労」をすでに実施している事業の実態を紹介。「中間的就労は、その目的である一般就労へのステップアップにならない」としました。ハローワークの現場を踏まえて全労働省労働組合の小川洋中央執

行委員が発言。「近年、求職者に対して生活保障をするため関係機関と連携しつつ、本人にあつた職業を紹介してきた。こうしたきめ細かな対応を同法は覆す」と批判しました。

丸谷浩介佐賀大学教授は労働法の観点から問題を指摘しつつ「本人の尊厳を守りながら適切な訓練を受ける権利」を保障することを訴えました。